# 地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

※平成２９年４月１日から「大阪国際がんセンター」に改称。

当センターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、府域の医療機関との地域医療連携を強化するため、医師の相互派遣の実施や診療連携ネットワークシステムの構築を図ると共に、 重粒子線がん治療施設等と相互に連携し、最先端のがん治療を府民に提供することが求められている。

一方、大阪府においては、地域の医療機関とがん専門病院との連携体制が課題であったことから、大阪府地域医療介護総合確保計画にて「地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業」として、必要な医療機関の機能分化及び病診連携の推進を図ることとしている。

１　地域診療情報連携システム

（１）システムの概要

地域の医療機関から紹介された患者ががん等の治療を終えて再び地域の医療機関に戻る際に、当センターにおける検査結果や診療の経過を地域の医療機関が正確迅速に把握し、効果的な診療が継続できるように、検査結果など当センターが保有する当該患者の診療に関する情報を、プライバシーを保護しつつ参照することを可能にするシステムである。

（２）システムの目的

　　本システムは、患者の事前の同意を前提とし、地域の医療機関から紹介された患者の当センターにおける診療情報を、紹介元の医療機関から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、住民の健康に益することを目的とするものである。なお、現在、地域の医療機関から紹介された患者を当センターで診療した後、地域の医療機関に逆紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続を可能にする。

２　整備内容

（１）導入システム

システム名称

地域診療情報連携システム（以下「連携システム」という。）

システム機能

　　　個人情報の保護のため閉域ネットワークで運用している電子カルテシステムから安全にデータを地域診療所等の医師または歯科医師に提供できる機能を持つシステム

（２）ネットワークを利用した診療情報の閲覧システム

診療情報の利用の流れは以下の通りである。

①地域の医療機関から患者診療情報の閲覧申請（紹介患者のみ）

②患者の同意

③閲覧患者の登録

（地域医療機関と当センターでの患者番号の登録）

④診療所パソコン等からの閲覧

３　取り扱い個人データ

患者属性：患者ＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所、保険診療に関する情報など

紹介医情報：紹介元医療機関、紹介医、紹介日など

アレルギー情報：アレルギーに関する病歴

感染性疾患情報：ウイルス性肝炎などの感染性疾患に関する検査結果など

血液型及び輸血に関する情報：血液型検査、不規則抗体検査の結果及び付随する情報、輸血歴、輸血副作用の記録など

病歴：医療面接の結果、既往歴など

身体計測データ：身長、体重、腹囲などの計測結果

理学的所見：理学的診察所見（視診、触診、打診、聴診などの診察所見）

バイタルサイン：血圧、脈拍数、体温、呼吸数、尿量などのバイタルサインデータ及び熱型表など

診療経過：経過記録（プログレスノート）、経過要約（退院時サマリー、看護サマリーなど）、問題点リスト、クリティカルインディケータ（重要アウトカム）やヴァリアンスなどクリニカルパス関連の情報など

がん等診療記録：重症治療部門診療記録（ＩＣＵ、ＮＩＣＵ、高度救命救急センターなど重症部門の診療記録、血液透析の記録、周産期の記録など）

病名情報：病名診断、診断日付、転帰など病名に付随する情報

入退院情報：入退院の記録、病棟・病室、入退院日時など

看護必要度情報：看護必要度評価に関する情報と必要度

検体検査情報：血液・尿などの検体検査の依頼と結果

細菌検査情報：一般細菌・真菌・その他微生物検査の依頼と結果

生理検査情報：心電図、呼吸機能など生理検査の依頼と結果

画像診断情報：放射線診断（造影、核磁気共鳴などを含む）、超音波検査、内視鏡検査及び処置・手術に関する情報、それらで得られた画像と読影情報

薬剤治療に関する情報：内服薬処方、外用薬処方、注射薬処方と実施に関する情報、持参薬鑑別報告書、お薬手帳など常用薬剤の情報

手術治療に関する情報：手術記録、麻酔記録、手術看護記録、人工心肺記録など

放射線治療に関する情報：放射線照射の記録など

緩和ケア情報：緩和ケアに関する評価と実施の記録など

リハビリテーション情報：リハビリテーションの実施や評価に関する記録

食事療法・栄養指導に関する情報：食事の記録、栄養指導の記録、食事オーダー・実施などの記録

褥瘡に関する情報：褥瘡の評価、治療の記録など

その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

４　連携システムの利用者と利用形態

利用者　　　当センターの登録医である地域医療機関の医師または歯科医師

利用形態 　紹介した患者の当センターにおける診療記録の閲覧

利用端末機　光回線等でインターネットに接続したパソコン等を利用する。

なお、通信においては、Webサーバー証明書及び端末機のクライアント証明書にて不正アクセス対策及び暗号化を実施している。

※当センターの医師と連携し、共同で患者さんの診療・指導にあたっていただける地域の診療所の医師を登録医といい、医師会・歯科医師会の会員が対象となる。

５　大阪府個人情報保護条例第８条との関係

（１）第４項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利

利益の保護対策

①公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門化病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方で、府内においてはがん専門病院に患者が集中する傾向があることから、地域の医療機関との連携体制が不十分であると言われている。このため、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が求められている。

なお、全国では、既に同様の連携システムを導入している施設が６００以上あり、大阪府内においても、大阪府立急性期・総合医療センターなど２０施設が連携システムを導入している。

②個人の権利利益の保護対策

ア　取り扱う個人情報の限定

　　　　　「３　取り扱い個人データ」に限定する。

イ　閲覧できる医療機関及び利用者の限定

(ア)閲覧可能な医療機関は、当センターへの登録医が属する医療機関のうち、利用申請のあったところのみとする。

(イ)閲覧可能な利用者は、許可された医療機関の医師または歯科医師で、閲覧を許可されたものに限定する。

ウ　安全管理措置

当センターは、既に、患者の個人情報の取り扱いやシステムへのアクセス制限等を定めた規定（別紙１及び別紙２）を整備している。このたび、新たに「地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱」（別紙３）を設け、利用者の範囲と責務を明確にする。

６　大阪府個人情報保護条例第１０条（委託に伴う措置等）について

① 利用者の診療情報の閲覧に際し、利用者管理、閲覧情報の画面編集・配信業務において、事業者のデータセンターで稼働するシステムを利用することから、契約締結時に「委託契約個人情報取扱特記事項」（別紙４）を定め、その遵守を契約条項に盛り込む。

また、事業者データセンターは、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版」に準拠したセキュリティー対策を施している。

② ①のシステムについては、利用者管理、医療機関ごとの患者番号の関連付けと医療情報の送信だけを行うものとし、患者の個人情報は保持しないものとする。

７　まとめ

以上のとおり、地域医療機関に診療情報を提供することは、治療の継続性を確保し、医療機関間の検査等の重複を避け患者の負担軽減が図られる。また、住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと考える。